
STAGE6. 学校・家庭・地域住民の連携に関する法制度・政策を読み解く

p.234 の末尾に以下の事項を追加してください。

- ・ 文部科学省「学校支援地域本部事業」
=教育基本法第 13 条を具体化する事業として 2008（平成 20）年度に全国でスタート
- ・ ねらい：①地域連携志向の学校運営（教員の負担軽減や子どもによる地域理解など）
②地域住民による学習成果の活用（自己実現や生きがいつくりなど）
③「地域の教育力」の向上（地域社会の活性化や絆の強化など）
- ・ しくみ（例）：①「地域コーディネーター」（学校ニーズとボランティアとの連携調整）
②「学校支援ボランティア」（実際に学校支援活動をする地域住民）
③「地域教育協議会」（学校支援地域本部の企画・立案をする委員会）
- ・ 活動内容（例）：授業・部活動・行事の支援、環境整備、安全確保などの活動が多い。
「図書ボランティア」「園芸ボランティア」「安全サポーター」など、
学校・地域ごとに取り組み名称を工夫。

・ 社会教育法第 3 条 3 項の一部改正においても、学校・家庭・地域住民等の連携に関する国や地方公共団体の任務を整備。（下線部は改正後の内容）

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

・ 「学校支援地域本部事業」のねらいでもある地域住民の学習成果の活用の根拠として、社会教育法第 5 条 15 項で市町村教育委員会の事務を規定。（新設）

15 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

同様に、図書館法第 3 条 8 項でも「図書館奉仕」のための実施事項に規定。（新設）

8 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

同様に、博物館法第 3 条 9 項でも「博物館の事業」に規定。（新設）

9 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

・ 社会教育法第 9 条の 3 の一部改正により、学校が地域社会と連携・協力して教育活動を行う際にアドバイスできるよう、社会教育主事の職務を新たに規定。（新設）

2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

学校支援地域本部事業については、文部科学省 Web サイト内「学校支援地域本部に関すること」を参照のこと。http://www.mext.go.jp/a_menu/01_l/08052911/004.htm